

第二十八回国会 衆議院 内閣委員會議録第三十号

昭和三十三年四月十七日(木曜日) 午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 福永 健司君 理事相川 勝六君 理事高橋 理事保科善四郎君 理事前田 理事石橋 政嗣君 理事受田 青木 正君 大村 清一君 北 吟吉君 久野 忠治君 中川 綱三君 辻 政信君 中川 俊思君 南條 徳男君 眞崎 勝次君 粟山 博君 山本 桑吉君 淡谷 悠藏君 木原津與志君 西村 力弥君

出席政府委員

内閣官房長官 愛知 揆一君 法制局長 高辻 正巳君 国防会議 廣岡 謙二君 事務局長 淺井 清君 人事院總裁 瀧本 忠男君 人事院事務官(事務総局給与局長) 今松 治郎君 総理府総務長官 増子 正宏君 総理府事務官(内閣総理大臣官房公務員制度調査室長) 柳原 亨君 行政管理局 岡部 史郎君 総理府事務官(行政管理局長) 山本 幸雄君 防衛庁参事官(人事局長) 岸本 晋君 大城事務官(主計局給与課長) 専門員 安倍 三郎君 委員外の出席者

四月十一日 委員有馬輝武君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として木原津與志君及び石橋村隆一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員木原津與志君辞任につき、その補欠として石野久男君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員川俣清音君辞任につき、その補欠として中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員森本靖君辞任につき、その補欠として木原津與志君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員小金義照君辞任につき、その補欠として足立篤郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員足立篤郎君辞任につき、その補欠として小金義照君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田村元君、林唯義君及び薄田美朝君辞任につき、その補欠として南條徳男君、久野忠治君及び青木正君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員南條徳男君、久野忠治君及び青木正君辞任につき、その補欠として田村元君、林唯義君及び薄田美朝君が議長の指名で委員に選任された。

四月十二日 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外八名提出、参法第一三三号)(予同月十一日)

元満鉄社員に恩給法等適用に関する請願(加藤精三君紹介)(第二九〇二号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第二九〇三三号)

同(中村梅吉君紹介)(第二九〇四四号)

同(岡崎英城君紹介)(第二九八七号)

同(小金義照君紹介)(第二九〇五五号)

同(建國記念日制定に関する請願(八木一郎君紹介)(第二九〇六六号)

同(建國記念日制定反対に関する請願外四十三件(辻原弘市君紹介)(第二九〇七七号)

同(同外四十五件(横路節雄君紹介)(第二九〇八八号)

同(同外十五件(武藤運十郎君紹介)(第二九八九九号)

石炭手当及び寒冷地手当増額に関する陳情書(函館市議會議長片桐由男)(第九〇七号)

同(水沢市立水沢小学校鈴木正峻(第九八九号)

同(旧軍人の恩給加算制復元に関する陳情書外八件(熊本県八代郡鏡町浜田健次郎外百四十五名)(第九〇八号)

同(同外一件(東京都目黒区駒場町八六一旧軍人関係恩給権擁護全国連合会長松村秀逸外四十名)(第九九四号)

同(建國記念日制定に関する陳情書外五件(姫路市広嶺山西尾正義外四十三名)(第九一一号)

同(自衛隊の大津市駐留に関する陳情書(大津市下馬場町西田与一郎)(第九一二号)

同(建國記念日制定反対に関する陳情書外十一件(秦野市今泉三六一矢野直吉外百七十九名)(第九一三三号)

同(青少年を守る運動の強化拡充に関する陳情書(岸和田市議會議長東京為三郎)(第九三三三三号)

同(定員外職員の身分保障に関する陳情書外二件(兵庫県有馬郡三田町岡立療養所春園園内藤原ツルオ外二名)(第九三九九号)

同(房総沖合海域に米海軍演習場設置反対に関する陳情書(千葉県議會議長松本清)(第九五一号)

同日 北陸地方建設局の新潟市設置反対に関する陳情書(富山市議會議長浅地史)(第九八五号)

同日 金錫製錬年金復活等に関する陳情書(鹿児島県薩摩郡入来町谷ヶ淵影正外十七名)(第九八八号)

同日 本日の會議に付した案件 国防會議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

同日 内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇〇号)

同日 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

同日 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

同日 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

同日 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)

同日 ○繼承委員長 これより會議を開きます。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質疑に入ります。石橋政嗣君。

同日 ○石橋(政)委員 それでは二、三の点

第一番目に特別職の職員との給与の関

たいと思ひます。
第一番目に特別職の職員との給与の関
題でございますが、私どももふに落ちない
点があるわけですが、それは何かと申
しますと、従来人事院におきます人事
官、それから会計検査院におきます検
査官というものは、総裁院長であらう
と、そうではないその他の人事官、検
査官であらうと、給与の面では全く同
格の扱いを受けております。これは院
の構成あるいは合議制の建前から、そ
の他あらゆる点から勘案いたしました
も、妥当な方法であつたかと思ひので
ありますが、今回の改正案によります
と、総裁である人事官とその他の人事
官、院長である検査官とその他の検査
官との間に差別を設けてあるわけでござ
いしますが、これは非常にまずいん
じやないか。仕事の面で多少の差はあ
りましようけれども、やはり合議制と
いう建前からいきましても、給与の面
でそういった優劣と申しますか、差を
設けることはどうも不相当のような氣
がいたすわけでございますが、なぜこ
のような差別を設けようとなさるの
か。その点をお尋ねしておきたいと思
ひます。

ただいまのお尋ねの点はごもつとも
とも思われまされども、私どもの考
え方としては、例を会計検査院にとり
ますならば、院長と他の検査官との関
係は、なるほど合議制ではございませ
けれども、院長は検査官のうちから互
選される、それから検査官会議の議長
になる、また会計検査院を代表いたし
まして、所屬の職員等に対しまする榮
典の授与等におきましても、権限と責任
を持つておるわけでございします。その
他いろいろの点から申しまして、對外
的あるいは對內的に、議長あるいは院長
としての職責を持つておられますがゆ
えに、當局的に考えましても、給与に
ついての制度を改めず場合にございま
しては、その間に差等をつけることが
適當であると考へたわけでございま
す。

それから人事院につきましても大体
同様の考え方をとつておられますわけ
で、人事院総裁は院務を總理する、人
事院を代表する、また部内の官吏等に
對する任命権を持つておられるという
おきまして代表する。對外的に院を代
表する立場にある。對內的に管理の責
任を負つておられるという場合におきま
しては、やはり組織の運営についての考
え方といたしまして、総裁については
他の人事官よりも高い格式を付与する
ことが適當である、こういうふうにお
考へたわけでございします。なお申し上げ
までもございませぬが、たとえば公正
取引委員会の場合、あるいはさらに進
んで最高裁判所の場合におきまして
も、長となる人と、それから他の方々
とは差別が従来ともつておられます
ので、そういう点も勘考いたしまして
この改正案を御審議を願つておる

次第でございます。
○石橋(政)委員 それでは裏返ししてお
尋ねいたしますが、従来同等に扱つて
きたという点に矛盾があるというよう
にお考へてございませぬか。

○愛知政府委員 矛盾があると申しま
すと、いささか言い過ぎになるかと
思ひますが、今回のように差等をつけ
ることの方が合理的であるということ
を考へておられますわけで、しかしこれ
は適當の場合に手をつけようと思ひま
してもなかなかつけれませぬので、
特別職全体のいわばベース・アップを
行ひますという機会に、従来からの
不合理の点を是正をいたしたい、こ
う考へたわけでございします。

○石橋(政)委員 私どももいたしまし
ては、やはり合議制という建前を貫い
ていくためには、院を代表することは
ありましても、給与の面で何か差等
を設けて、これが直ちに身分、権限そ
の他においても差等があるかのごとき
感を生ずるというところは、まずいん
じやないかと思ひます。この
点御本人にお伺ひするのはいかがかと
思ひますけれども、人事院の総裁に
ちよつとお尋ねいたしてみたいと思
つておりますが、従来方式でいつた方
が運営その他の面で妥當だとあなた
がお考へになられませぬか、それとも
やはり、差等を設けていつた方が理屈
として通るといふふうにお考へになり
ませぬか、その点お答へ願ひたいと思
ひます。

○淺井政府委員 率直に申し上げま
す、私どもとしては、一応内閣の方に
對しましては、従来通りという希望意
見を申し述べたことにはございませ
ぬか、しかしながら人事院といたしましては、

特別職の給与は取り扱つておらないの
でございします。この問題に對してま
しても、あわせて申し上げておきたい
と思ひます。
○石橋(政)委員 給与については特に
識見の高い人事院総裁が、やはり従来
の方式の方がいいと言ふからには、私
はその方が理屈がやはり通るんじやな
いかと思ひます。しかしこの点につい
ては、すでに自民黨の方々と修正につ
いての話し合ひを進めておられますの
で、一応質問を終わらして、あとの問
題については、後刻受田委員から詳し
くお尋ね願ひたいと思ひます。
次に一般職の職員との給与について
ちよつとお尋ねしておきたいのでござ
いしますが、それは通勤手当の問題でござ
いします。昨年の七月、人事院の勧告の
中で、この通勤手当というものが初め
て出てきたわけでございしますが、私ど
もは当時も通勤手当の新設というもの
については賛成いたしておりました。
これはあくまでも本来の姿であるベ
ース・アップをやるべきもの、それを
やらぬいで通勤手当というふうなもの
にすりかえたんだという批判をすつと
やつてきたわけでございしますが、と
にかく勧告が出たことは事実でございま
す。この勧告を受けて今度政府の方に
おきましても、四月から通勤手当を支
給しようという考へにまともりまし
て、今回の提案になつたと思ひのでご
ざいします。ところでこの勧告と今度の
政府の提出いたしました法律案との関
係について、若干異議を持つておるわ
けであります。そこで最初に人事院総
裁にお尋ねいたしたのでございませ
ぬか、勧告の内容によりますと、六百円

を最高制限額とする通勤手当を支給す
るとしておるのでございします。しか
し、これに要する経費を約十三億円と
見積つておられます以上、積算の根拠は
おのずからあると思ひのでございませ
ぬか、大體人事院が妥當なりと考へた通
勤手当の支給の方法というものは、すな
わちこの十三億円の積算の基礎につい
て最初に答へ願ひたいと思ひ
ます。

○淺井政府委員 私から簡単に申し上
げますが、人事院といたしまして勧告
の面に現われておりますところは、
予算の大体の所要額並びに最高六百円
でございします。これはどういふ積算の
根拠によるかと申しますれば、大體こ
の法律案の通りでございします。ただ違
うところが一点ございしますのは、百
円の控除をしていなくつたという点で
ございまして、その他の点については
法律の通りと御承知願つてよいかと思
ひます。なお進んでお尋ねがございま
すれば給与局長から御答弁をいたしま
す。

○石橋(政)政府委員 一番明らかに食
い違つてきておりますこの百円の控除
というものをなぜやつたかということ
について、政府側にお尋ねいたしま
す。

○今松政府委員 控除の額を百円とい
はした点についてのお尋ねでございま
すが、この通勤手当というものは、た
だいま石橋委員から申されましたよ
うな御意見も、私どもも非常に尊重すべ
き点が多いと思ひますが、この通勤手
当というものは元來本俸の中にこうい
うものも含めておるのではないかとこ
ういふような考へ方もございまして、そ
ういふ点がまず論議の対象になつたので

ございますが、今回百円を控除いたしましたのは、職員の現に負担しております額が、かつての人事院の調査によりますと、町村在住者でも百円程度である、こういうことと、また通勤手当の支給されない徒歩通勤者の二キロ以上のものとの権衡、こういうことを考えまして、百円を控除するということにいたしましたわけでございます。

○石橋(政)委員 はつきりわからないのでございますが、政府側がしよっちゅう申しております、特に岸内閣になりまして総理あるいは労働大臣等は、勸告あるいは調停、仲裁といったものは十分にこれを尊重し、順守していくということを再三申しておるわけでありまして、これは中身までも尊重するということではないのだというふうな理解できるものでござい

○今松政府委員 私どもといたしましては人事院の勸告を尊重するということについてはたびたび申し上げた通りでございますが、今回人事院の勸告は先ほども申されましたように、月額六百円を最高制限額とする通勤手当を支給するものとした、こういう勸告でございます。従いましてその積算の根拠につきましては、勸告に当って経費算出のために用いられた基礎とこの案とは若干の相違はございますが、人事院の勸告の趣旨を十分に取り入れたものである、こういうふうに考

○石橋(政)委員 事給与に關しては特に金額が問題だと思つて、職員が幾らもうかかということが問題なのであつて、百円控除したことが勸告の線をとると思つては思わないということ、私に言わせればへ理屈だ、職員は

明らかにそれだけもう分が減るわけでありまして、これは明らかに算の面におきましても幾らかの差額が出てくるわけでありまして、現に百円控除する、勸告の線よりも下回る提案をなさつておるわけでありまして、これによつて幾ら浮くわけですか。

○今松政府委員 その額につきましては、他の政府委員からお答え申し上げては、他の政府委員からお答え申し上げます。

○増子政府委員 ただいま御質問になりました所要額の点でございますが、人事院では一般職の給与法の適用を受けますものについての額としては、一十三億と申しておるわけでござい

○石橋(政)委員 人事院もそれなりに自信を持って計算されたとは思いますが、やはり十三億といふのはあくまで約だと思つて、その額でいつても一億程度の差、非常に僅少だと思つて、それが、そうしますと先ほど質問しました百円を控除するだけで一体どれだけ浮くかということについてはお調べ願つておりませんか。

○増子政府委員 ただいま申し上げました金額の差が大體それに相当するといふことになるわけでございます。ただつけ加えて申し上げておきますと、ただいまの一般職の給与法の適用を受けるものだけでございまして、その他のものも予算額としては出てくるわけでございます。

○石橋(政)委員 これで浮いてくる金というものは非常に僅少の差です。そうしますと一枚看板で、いわゆる岸内

閣の労働政策として掲げております勸告の尊重というものを完全に実施するために、それほつちの節約をしてあたら汚名をこうむるよりも、それほどのものをのんでいくというくらいに氣持がほしいと思つておりますが、あとで与党の方々と話し合ひをしたいと思いますので、総務長官いかがですか、そういう考えになりませんか。

○今松政府委員 この問題につきましては、こゝまきります過程におきましては、いろいろ政府内でも意見はあつたのでありますが、いろいろな折衝の結果こういう工合に今回の提案がきまつたわけでございます。

○石橋(政)委員 今申し上げましたように、勸告を尊重すると公約しておる以上、百パーセントこれは守つていくという態度で進むお氣持はございせんかとお伺つておる。

○今松政府委員 人事院の勸告を尊重するといふことにつきまして、勸告通り全部行方方がいいではないかという御意見はごもっともでございますが、私どもといたしましては努めてこの勸告の線に沿うように努力をいたしましたが、この問題についてはただいま提案いたしましたような工合に政府の意見がきまつたわけでございます。

○石橋(政)委員 一度提案した以上、それ以上お答えできないのではないかと申すのですが、それでは先ほど官房長官にお尋ねをいたしました人事院、会計検査院の問題並びに一般職の通勤手当の問題については、後刻与党の方々と修正についての話し合ひをすることにしたしまして、私の質問は一応終り、あとは受田委員から詳しく質問していただきたいと思います。

○福永委員 受田新吉君。

○受田委員 まず一般職の職員の給与関係の法案についてお尋ねを申し上げます。今石橋委員から、人事院勸告と政府の取扱いに多少の相違のあることを指摘されたのでありますが、私はこの問題について、もつと掘り下げてお尋ねしてみたいところがあるのです。それは何となれば今回の政府の出されたこの法案は、もともと通勤手当のよ

うな諸手当制度といふものはなるべく整理統一して、筋の通つた新しいものを生み出すべきであるという見解が、公務員制度調査会からすでに答申済みになつておるわけですから、そういう新しい傾向があるにかかわらず、今さら通勤手当という制度が誕生したということ、何だか時代逆行的な感じを感ずると思つておりますが、これは大體政府としても、人事院勸告がもつて現

の問題として筋が通らない場合には、これを取りやめるといふ考え方もあるのか。この通勤手当を特に人事院勸告通りに取り上げられるとするならば、調査会の答申である諸手当の統一といふことはお考えにならない前提に立つてやられたのか、そのいづれかを御答へ願ひたいと思つておる。

○増子政府委員 便宜私からお答え申し上げますが、通勤手当という新しい手当の創設ということにつきましては、御指摘のような問題点が確かにあるわけでございます。なお公務員制度調査会の答申中申しております諸手当の簡素化といふ点は、御承知のように類似の手当、同じような趣旨から出ております手当は、できるだけ簡素統一化するといふ点を強調しておるわけでござ

いますか、実態が變つて参りましたことによつて必要性の少なくなつてきた手当といふものはできるだけ廃止して、本俸の中に繰り入れるべきである、こういう趣旨だといふふうな理解しておるわけでございます。ところで今回の通勤手当につきましては、すでにそれと同趣旨の手当があるわけでもなし、また人事院の勸告で指摘しておりま

すように、民間給与との権衡ということを考慮いたしますと、民間で大部分行われております通勤手当といふものは、やはり手当としての必要性があるといふふうな考えられたわけでございまして、必要性のある手当は、やはりその必要に応じて新設すべきではないかという考え方によつたものでござい

○受田委員 民間の実態ともかね合つて考えたといふお言葉もあつたわけでございまして、そうしますと、こうした手当を創設するといふことが常に次の問題を派生するといふことも考えなければならぬと思つておるのです。今回の措置は、有料の交通機関のあるところとないところと分けておられるわけですが、常に実態に即する取扱いをするといふ意味からいふならば、キロ数ですべての手当を出すべきである。別に交通機関があろうとならうと、徒歩で行こうと行くまいと、とにかく一定の距離以上のところに通勤する者には手当を出さうといふ考え方をとおりにするべきではなかつたか。徒歩で通

う人には、その支給対象になつていないといふようなことは片手落ちではないかと思つておるのですが、この点いかがでありませうか。

○増子政府委員 通勤手当の支給とい

うことは、私どもの考え方におきましては、通勤のために現実に相当の費用がかかるという点に着目いたしたわけでございます。すなわち先ほど総務長官から申し上げましたように、給与、特に木俵におきましては、大休生計費を基礎といたしておりますので、ある程度の金額というものは俸給に含まれておるのでありますけれども、そうした平均的に含まれておる金額と比べまして、現実には相当多額の通勤費を負担している職員がいるわけでございます。それが生計費の上でもやはり圧迫になっておるという点から見まして、そうした相当多額に通勤費を負担しておるものに対するいはば緩和という意味で、通勤手当を支給するという趣旨でございますので、現実にはやはり交通機関等利用いたしまして、毎月相当の費用を負担しておる職員というものを対象に考えたわけでございます。従って単に距離手当というふうな意味ではなしに、通勤費の現実の負担というところに着目いたしたわけでございます。

○受田委員 具体的な例をあげます。たとえ山間僻地の学校で、二キロ以上もある遠いところへ女の先生が徒歩で通われる場合、これは自転車で行く平垣地の学校の通勤と、あるいは一般の有料交通機関を利用してける官庁その他の通勤と比べたならば、はるかに高い苦痛があると思ふのです。その苦痛は絶対に見のがし得ないと思ふのですが、その二キロ以上もあるところを毎日のごとく忠実に通勤するこれらの職員に対して一文の通勤手当も出さない。こういうことは平垣地の有料交通機関を利用する人々の交通費負

担と比べたならば、非常に大きな私は片手落ちがあると思ふのですが、現実の問題としてかかる実態のあることを御考慮になったのでございませうか、お忘れになっていたのでございませうか。

○増子政府委員 御指摘のような事情は私も十分承知いたしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現実の通勤に要する経費の負担という点に着目いたしましたために、そういう点では対象外とされたわけでございます。人事院の勧告、調査等におきましても、そういう点は一応考慮の外に置いておるというふうに承知しております。

○受田委員 通勤手当を設定する方式が誤まっていると思ふのです。大体そういう有料の交通機関を利用するとかあるいは自転車を利用するとかいうような表面の形だけを見ようとするので、そうした欠陥が起つておる。キロ数でいけばいい。たとえば雇用の移転料の計算というものは、車馬賃というものは、これは公平な取り方がしてあります。従つてこういう場合にあなたはその経費は要らないとおっしゃるが、二キロもある山道を通る場合に、夏であればものすごい暑さの中を、くっちはちびる、汗は出る、その経済的負担は交通機関を利用するものよりはるかに高いところにあると思ふのです。これは現実の問題としてはその経費負担の上においても容易でないと思ふのでございませうか、いかがでございませうか。

○増子政府委員 仰せのように直接間接の経費負担ということになりますと、いろいろと出てくるかと思ふのでございませう。長い道を歩くことによつてくつが滅るとか、あるいは汗をかきことによつて衣服を損傷するというような点になりますと、交通機関利用者の場合におきましても同じような問題は、程度の差はあるかもしれませんが、出てくるわけでございます。まあこれはいろいろと考えますと、相当混雑しておる電車、汽車等に乗りますと、冬などはオーバーのボタンがちぎれたりオーバーが破れたりというような点もありません。交通機関利用という点では、そういったものも考えて参ります。いろいろな出てくるわけでございます。なお公平あるいは均衡という点を考慮いたしますと、通勤手当の実際の支給方法というものは非常に複雑になってくるわけでございます。従いまして、実際の執行の便宜という点も、現実の給与行政としては考えなければならぬわけでございます。そういう趣旨からいろいろ考えれば、こまかな要素もあるかと思ひますけれども、そうした間接的な経費の負担というふうな点は一応除外いたしました。直接的な通勤に要する経費の負担というふうに、事を分けまして考えたいわけでございます。

○受田委員 自転車を通うべきところを自転車を通わないで、徒歩でいく人には支給しない。自転車で通えば支給する、こういう考え方でございませうか。

○増子政府委員 この法案におきましては、自転車通勤というのは一応対象にとつておりますので、仰せのようなことになるわけでございます。なお自転車通勤者に通勤手当を支給すべきやいなやという点は、確かに私

どもといたしましても、非常に問題といたしまして論議をいたしましたのであります。その結果としましては、自転車通勤ということになりませうれば、その自転車は、もっぱら通勤のための機関ということになるわけでございます。御承知のように、たとえば朝役所に出参りまして、夕方帰るまでは、役所に保管しておくということになるわけでございます。その利用はもっぱら通勤のためということになりますので、その自転車の購入費というものは、端的に通勤のための経費負担というふうな考えでいいのではないかと、うことから、通勤手当支給の対象としたわけでございます。

○受田委員 これはなかなかこまかい問題のようでございますが、実は人道的にも大きな問題だと思ふのです。今あなたのお答えになられたような、自転車購入費というふうな問題も出てくることになると、またややくしくなるのですが、実際は自転車を用いる人という人がいるわけでございます。その分けと申すのは、なかなかむずかしいと思ふのです。また一方、高級官僚に例をとります。各省の高級官僚は自動車を持っておられる。この自動車に乘って、役所にお届けする。夕方、高級官僚、局長以上特殊の課長、これらの方々は、役所が済むと国の自動車でお宅までお届けするわけでございます。そういう方々には通勤手当が出ないことになると、しかしながらこの人々も歩いている。たとえば局長が歩いて役所に出るといふ場合、自動車は要らない、国費を食うのはどうも申訳ないから、私は歩いていく、または都電を用いていく、一般の有料交通機関を利用したいという申し出があった場合には、どういふことになるか、この関係をお答え願ひたい。

○増子政府委員 有料交通機関を利用して参ります者につきましては、この法律の規定によりまして、その条件に該当する限り支給の対象になるわけでございます。たとえばある局長が、現実に都電に乗り、あるいは地下鉄で通勤しておるということになりまして、この法律に書いてある条件に合致すれば、もちろん支給の対象になるわけでございます。

○受田委員 そうした実態を考慮して、局長とか特殊の課長というものは、国の自動車で通勤費に当るものをまかせておなるわけでございます。山間僻地のそういうところへ通われる人々は、そういう道を選ぼうにも選べぬ。他にとるべき手段がない。ないから歩いておる。だからそんなときに、坂道であつて自転車を通れないから、自転車に乗れないのであつて、もしそれが平垣地であるなら通れる。むしろ坂道の方が苦痛が多い、通勤手当をよけい出すべきだと思ふのです。平坦なところへ出して、苦勞の多いところに出さぬというこの形をおやめになつて一定の距離を中心にした通勤手当という形のものに取りかえられる方が、私は通勤手当の本質に合致すると思ふのです。この点考え直される必要はないですか。

○増子政府委員 受田さんの御意見は、通勤手当をどういふ考え方で出すかということでございます。いわゆる精神的な苦痛、肉体的な苦痛も、通勤に伴うものであれば、これも通勤手

当として見るべきだという御趣旨であれば、お説のようにならうかと思ひますけれども、私どもとしては、通勤手当は現実、経済的に通勤のために経費を負担しておるかいなかという点に着眼いたしまして、通勤手当を支給することにいたしましたわけでありまして、通勤手当というものを、そのように考へて御提案申し上げたわけでございます。

○受田委員 こまかいことですが、百円の差引規定があるわけですが、これは二キロ未満は支給しないから、その支給しない分の百円分を差し引くという、いわゆる基礎控除の格好に当るような形のものでありますが、そういうものであります。

○増子政府委員 百円を控除いたしましたのは、先ほど総務長官から申し上げましたように、原則的な考え方といたしましては、生計費というものを算定の基礎の一部といたしております。現在の俸給の中に、生計費の実体等から見ますれば、通勤に要する経費というものは、ある程度含まれていて、考へるのが相当でありまして、そういう趣旨を明らかにするという意味で、控除額をとったわけでございます。すなわち控除される金額というものは、その程度のもので自分の俸給からまかなひ得るものではないか、まかなひ得るべきものであろう、その他のものにつきまして、いわば俸給でまかなひ得る以上の分というものを通勤手当として支給しよう、こういう考へ方でございます。

○受田委員 釈然としないところもあるわけですが、もう一步進んでお尋ねします。今度高い方から見る。

六百円を最高としておるわけでありすが、実際は、住宅事情などによつて、今もつとはるか遠いところから通う人があるわけですか。国の宿舍施設、国営のそうした公務員の住宅施設が完備していない今日、やむなく遠くから通っている人がある。それは国の政治の欠陥からくる通勤ということでございますが、そういう人々を六百円で押さえるという現象も起つてはいるわけですが、実際に即していこうとすれば六百円で押さなくて、もっと高いところに置いてもいいのではないかと。今度は進んだ形でお尋ねしますが、いかがですか。

○増子政府委員 お説のように、通勤手当の支給額にどのような限界を設けるかということには、考え方としてはいろいろあると思ひます。すなわち実際要する経費は、無制限に金額支給するというやり方もございまして、またその中で一定の距離以内のものは対象外にするけれども、それをこえるものはそのこえた分だけという考へ方もあるかと思ひます。あるいはまた全額のうちで、その二分の一だけは使用者側負担というふうな形でもございまして、出方法についてはいろいろあるわけでございますが、私どもとしては、人事院の勧告に従ひまして、その最高制限額を六百円といたしたわけでございます。これは御承知のように、民間におけるこの種の制限額の平均額を人事院の勧告においては一応基礎とされておりますので、その考へ方に従つたわけでありまして、

○受田委員 大蔵省にお伺いします。この六百円という限度はやはり免

税点にも関係してくると思うので。現物給与というものに対して免税点を大体七百円程度に置いておると考へておるのでございますが、現物給与に対して、何を根拠にして免税点を七百円というところに置いたのか、御答弁願いたいと思ひます。

○岸本政府委員 現在、所得税法の扱いは大体六百円程度ということに相違しております。その程度のもものは課税しない。どの程度が非課税限度として妥当かということの絶対的な理屈は必ずしもないとは存じますが、しかし現実の通勤状態あるいは所得の中に占める交通費の割合というものを考へますと、六百円程度までは非課税にしても相当であらうと考へておるわけでございます。そのほかの現物給与の非課税限度につきましては、大體常識的にこの程度であらうということでございます。こゝでお尋ねしております。

○受田委員 国税庁の通牒などが末端には徹底しておらぬようございまして、そういうことで問題が起るわけですが、たとえば今三万円所得がある公務員がおる。ちょうど限界線にきて、それを越えればということでは、百円もらうと今度は税金が百二十円かかるという具体的な例もあるわけですが、たつた百円の通勤手当が出たために百二十円の税金をとられる。こういう人々には二十円のマイナスになるわけですが、こういう場合にはそれをどう取り扱うことになっておられますか。

○岸本政府委員 ただいま御指摘になりました点は必ずしも通勤手当だけの問題ではございませんで、たとえば特殊勤務手当がある月に百円よけい出た、そのために税金が百二十円よけい

かかる、そういう場合もあり得るわけでありまして。これは給与の額と片一方の所得税の課税率の段階があるというところから出てくる現象であります。ただいまの御指摘は、自転車の百円の場合にこれに課税するのかわからないのかという御質問と了解してお答えさせていただきます。この点については、国税庁内部で実際問題として課税して妥当かどうか、なを検討いたしましたという希望を持っております。

○受田委員 今、次にお尋ねしようと思つておたわけですが、自転車通勤の場合に、これは政府が考へている現物給与という考へ方に立つ通勤手当になるかどうか、いかがですか。

○岸本政府委員 これはあと人事院規則でございまして通勤手当の支給方法によつても変わつて参ると思つておるわけですが、たとえば自転車の修繕費については修繕してきたという証明がある場合に出す、そういうような人事院規則であれば、これは現物給与の色彩がはっきりして参ります。そうでなくてただ一律に、自転車通勤の人には手当として百円出すという式の支給方法に相なりまして、これはやはり一応現物給与という範囲からはずれて参ります。ただ支給金額が非常に少いわけでありまして、それが、そういう面では何か情状酌量の余地があるかと考へるわけでありまして。

○受田委員 情状酌量というところとに哀れな対象のように見えますが、そんな無理をして百円かそこらのお金をもらうのは實際苦勞だらうと思つたのです。私は、たつた百円でも税の対象になるというところはやはり問題だと思つたのです。人事院がどういふ規則をお出しになるかしらぬが、自転車通勤手当

が免税の対象になるかならぬかということ、軽く見えて非常に重大な問題だ。人事院と十分相談されて次の具体的な対策を一応お立てになつたのですか、どうですか。今松さん、自転車の場合の税金の問題は相談されたのですか。

○今松政府委員 税の問題につきましては、私どももいたしましてはまた決定しておりませんが、税務当局と連絡の上課税対象とならないように努力したいと考へております。

○受田委員 岸本さんからたゞいま、自転車がパンクしたときにその修理費を証明書を持つてくれれば出すというふうなこともあつたようですが、パンクの修理代に証明書を必要として百円もらうということになれば、大へんな苦痛だと思つたのです。だから、そういうときは、現物給与ということになるのだというふうな、こういう論拠は何とか早く解決しておいてこの法案をお出しになるべきじゃなかつたかと思つた。たゞいまの状況では、まだ税金の問題も解決されておられません。百円くらゐの自転車通勤手当を出すのに、税金をかけるのだ、ある特別な場合は情状酌量して許すというふうな考へかめしお言葉があるということ考へるときに、やはり政府も法案をお出しになるときは、こんなものを解決してすっきりした形でお出しになるべきじゃなかつたかと思つたのです。この点、官房長官、あなたはそうした政府内部のいろいろな見解の統一をはかれる大事な地位にあつて、大蔵省と総理府の見解の相違というふうなものについても調整をされなければならぬ責任者で

ある。総務長官は総理府の最高責任者であられる。あなたはそういう内閣の連絡調整の責任者であり、国務大臣級をもつて充てられる重職にあられるのですが、この問題をどう処理されるか、お答え願いたいと思う。

○愛知政府委員 たいまのお尋ねの件に關しましては、内閣としては非課税の方向で処理することに考えております。

○愛田委員 それではつきりしました。それで私の伺うところが満たされたいと思います。

それからもう一つ給与関係でお尋ねしなければならぬのが残っております。今せつかくうしろに法制局長官がおられるから、この際伺っておきたいのだが、法制局の見解をたださなければならぬ問題が一つある。それはこの前あなたの方の長官がおいでになられて、未帰還公務員に対する給与の御答弁をいただいたわけでありすが、未帰還公務員の中に給与を支給しないという対象になっておられる人々がおられるわけです。この人々の処遇について、法律的見解をもつてするならば、国の公務員にして給与を出されたいという形のもの、公務員法におけるきわめて特別の対象の職種であるからという意味をもつては免れることのできない重大な問題だと思つておられる。国の公務に従事した人々に対して給与を出さなくてもいいのだという考え方は間違いないとお考えになりますか。

その問題について法制局長官なりあるいは私の方の担当部長からお答えをする手はずになっておつたことは承知しております。そういうわけで、私が御答弁をするには十分に熟して、おらないうようなわけでございますが、せつかくのお尋ねでございますので、私の承知する限り申し上げますれば、先般お答えを申し上げましたところは若干正確を欠いておつたところもあつたようでございます。つまり公務員の地位にある者に対してはやはり手当が出し得るのではないかとというようなことでありましたが、その点十分な検討をいたしました結果は、あの関係法律の取扱い及び解釈をいたしましたはこれを出すことができない、またそういうような取扱いになっておられるというふうな見解であるということを承知しております。その関係、公務員でありながらというものはあらためてまた御答弁申し上げるの筋であらうと思つております。今の当面の問題としてその点に限定をしてお答え申し上げますれば、実質的に公務に従事しておられないという点が、おそれくは、その解釈を特に誤まりとして指摘するといふほどのことではないといふ根拠になるのではないかと、いふふうにご存じます。しかしこの問題は先ほど来申し上げました通りに、別途検討しておられる担当官でございますので、それからお答えを申し上げますので、正確を期し得られると思つておるので、そういうふうにご御承願したいと思います。

○愛田委員 こういふ席で法制局長官の見解をお伺いしたいと思つていたわけですが、まだ御連絡ができていないようですから、それはそのままそつととしておきます。もう一つ問題があるのです。それは暫定手当です。暫定手当について昭和三十三年の四月、今月ですが、今月から無給地に対する三割支給がされておる。来年の今月から本俸にこれが五割が繰り入れられる、こういう形になっておるのですけれども、現実には全国の各市町村は統合されて暫定手当というものがすべて同一基準に立つべき状況に立たされておるのです。こうした無給地解消への努力を現になされつつある政府といたしまして、来年の四月を待つまでもなく、できるだけ早い機会に無給地解消への努力をされるべきではないか。現に文部省または自治庁は大蔵省に対して無給地解消のための予算要求をすてにしておつた。それが大蔵省の査定で削られたという結果になつておるわけですが、各省の強い要望が現実の問題として実を結んでおらない。何とかできるだけの機会に無給地解消の実現という日を迎えるための努力が必要ではないのでございませうか、御答弁を願いたい。

○今松政府委員 たいまの愛田委員の御質問は非常にごもっともと思つて、私も早くその無給地解消をいたしますような努力を続けて参りたいと思つておる。○愛田委員 官房長官お急ぎのようでありまして、次の法案に移り、必要な場合にまたこの法案に返ることになります。特別職の職員給与法の改正です。これでまず私別表の中身を改訂してみたいと思つておるが、総理大臣を十五万円にし、国務大臣を十一万円にするというこの給与改訂というものは、何を根拠にしてこの額がきまつたのか御答弁を願いたい。

○愛知政府委員 先ほど申し上げましたように、この法律案の所管が大蔵大臣でございますので、私はごまかい数字的な積み上げの根拠というものをここに詳細に申し上げることはできないのでございまして、大体これは御案内のように、過去数年間における一般職の公務員の給与のベース・アップ、その傾向をとりまして、かつそこにある程度常識的な配慮を加へまして、総理大臣とそれから立法、司法の最高の責任者というものを十五万と押へ、それから一般職の職員の給与のベース・アップ、ここに一般職の最高給のとり入れのベース・アップの変遷を大体取り入れてまして勘定したものでございまして。その何割何分がどうこうというふうなことにつきましては、大蔵省の政府委員から御説明申し上げたいと思つて、要するにこれは私率直に申し上げますのでございまして、ある程度常識的な考え方を加味しなければかようなものについては政治的な判断はできない、こういうふうには私に考えるわけでありませう。

○愛田委員 その具体的な積み上げの中身を大蔵省からお伺いしたいと思つたのですが、おらないので仕方ありません。

○官房長官は今特別職の給与はある程度常識で判断するものだ、こういうことになつてくると、これはやはり問題がある。常識で給与がきまるということですね。そうすると、この中に内閣の官房副長官、政務次官、こういう職種があるわけで、これは現に九万円と

いう額に切りかえられるような案が出ているわけですが、内閣の官房副長官や総理府の総務副長官と国会議員とが同じ給与でいいという基準はどこから生まれたのであるか。公務員の最高の給与を下回らないという基準は、それは一般職であつて、常識的に考えた公務員というものではないということであらう。○愛田委員 官房副長官や総理府総務副長官と同額に取り扱われているという事は、給与体系上における国会法の考え方等においても問題があるのではないかとお尋ねするが、いかがでございますか。○愛田委員 これはなかなかむづかしいかと思つておられるので、しかしこへ案が出ていますので、国会議員と同額でよろしいという結論が出た御趣旨を御説明願いたいのです。

○愛知政府委員 これは実は一般職の最高給であるところの各省の事務次官のクラスと一方において調整あんばいをとらなければならぬわけでありませう。それから同時に、国会議員は最高の事務職員よりも下らざる待遇を保障しなければなりません。その両方の限界から見まして、まずこの程度が最も妥当であらうということをご承知の上、結論として出しましたわけでございます。

○愛田委員 二つの面から考えたのだとおっしゃるけれども、しかし従来のご給与法の改正のつど、この官房副長官というものは、それより官房長官すらも国会議員よりは下であつた時代があります。それが最近どんどん引き抜いていっているわけですが、これは全く常識的な給与額の改訂であるというように感じるならば、給与体系そのものにひび

が入ると思うのです。やはりはつきりした根拠をもってこの給与の積み上げがされていかなければならぬと思うのです。過去において官房長官すら国会議員より下であった時代がある。いわんや副官長官においておやです。また防衛庁の事務次官などがやはり政務次官と同額になっているわけですが、これは事務次官というものの中に特別に高い給与をもらう者があるということになるわけなんです。統合幕僚会議の議長、これも将来国防省を作る前提として認証官にするためにやはりこういうふうにしておかなければならぬという声も聞いておるのです。何だかこういう特権的なものが上の一角からタケノコが頭をもたげることくはつりぼつりと思っておることに私は危険性があると思うのですけれども、官房長官、国の公務員の給与全般を見渡した場合に、防衛庁の事務次官、統合幕僚会議の議長、こういう方々が政務次官、国会議員の列に突如として頭をもたげているというこの現象を奇異にお考えでございませぬでしょうか。

○愛知政府委員 防衛庁の事務次官は各省の事務次官より高いランクにあるものとは、私は思いません。ただ異例として統合幕僚会議の議長でありますか、これが事務次官の最高級と同じランクになっておると思いますが、これはたゞいまお話がございましたが、將來認証官にするとかなんとかいうような含みで特殊性を認めておるわけではございません。なおたゞいまお話がございましたが、給与の体系の方もなかなかむずかしい問題であります。同時に私どもとしては認証官というような制度を含むところの公務員の身分の

体系については、機会を見まして抜本的に整理すべきものとかねがね考へまされて、よりより研究もいたしておったわけでございますが、まだ成案を得るに至っていないわけでございます。

それから給与の体系に異なって申し上げますが、大体ここにも表としてごらんだらいいとおるものがございますが、これは見ようによつていろいろの見ようがあると思ひます。一つのところがだけ取り上げて、これはもつと優遇した方がいいのではないか、あるいはもつと格下げすべきであるというふうな、いろいろな御意見はあり得ると思ひますが、私は、最近の状況から見まして、これは相当程度慎重に各間のバランスを考へて成案を得たつもりでございませぬので、先ほど来お話がございませぬ。たとえば政務次官とか内閣官房副官長官というのは、現在のところ実際の問題として、政務次官はもとよりでございますが、官房副官長官というふうなものも、国会議員が原則的に就任しておるといふような関係も見なければなりません。他方これが各省の事務次官よりも下に位置するといふようなことは、給与の体系としていかにかというところで、落ちつくところが大体国会議員と同格ということに相なるわけでございます。

○愛田委員 もう一つここで九万円クラスの例をあげてみたいんですけども、国家公安委員会の委員というのが一つあるわけですね。これは私又からしばしば指摘したのですけれども、この国家公安委員会から出席常ならざるなまけ者の多い委員会はないのです。私たちの調査したところによると、大体一年に五十回前後やつていけばいい方

なんです。その中に出席が一年を通じて三十日という委員もおるわけですね。一年に三十日ですよ。それで月額九万円という金額をいただいておるわけです。このくらい掛当のいい給与はないのです。こうしたあたりも非常勤の性格を持つ委員会の委員と、常勤の取扱ひをするというところに問題があるのであつて、一年のうち三十回か四十回、せいぜい五十回程度開会を

開く程度の委員会の委員をわざわざ国会議員と同列のクラスに入れておくといいことは、私は問題があると思ひます。いかがでしよう、長官。何とかこの際英断を振られたらいいかでございます。

○愛知政府委員 その点は実は私どもも非常に頭を悩ました点でございます。率直に申しまして、国家公安委員

会委員というものは、従前の特別職の俸給表から申しますと、非常な高位にございまして、國務大臣と同格であつたわけでありませぬ。これはどうしても格下げをいたさなければならぬ、また先ほどいろいろの御意見もございませぬが、国家公安委員長と委員とは格づけを変えなければいけないということ考へて、このランクにいたしたのでございませぬ。もう一つ、たゞいま御審議を願つております特別職関係の法律案の第四條をごらんいただきましたのであります。新たに第四條をかくのごとく改めまして、「第一條第九号から第十四号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得が主たる所得と

なる者には、第二條に規定する給与は、支給しない」ということに、今回この法律の基礎を直していただきたいと考へておるわけでございますから、自然、一例を具体的に申し上げることがは恐縮であります。たとえば日本有数の製鉄会社の社長の方に国家公安委員をお願ひいたしておりますような場合には、その方には国家からは一文も差し上げないということに、この法律が成立いたしますればなるわけでございますので、その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○愛田委員 この第四條にこの項を入れておられることは非常に敬意を表するわけですね。これは今一例をおあげにしたら、また弁護士のような場合も、これは他の職務ということになると思ひます。これもさように心得てよろしくございませぬ。

○愛知政府委員 この法律に規定されておる通りでございます。この職務を執行いたしますために必要な実費というふうなものがございませぬ。そういうような場合の手当のようものは別でございますが、弁護士の場合でも、相当高額の所得者でありませぬ場合、この俸給はお払いをしない、こういう建前にいたすつもりでございます。

○愛田委員 個々の認定の基準というものもがまたむずかしいことになると思ひます。ここは一つ十分厳格にやっていたこととそれから他に職務を持っていないと目される人々がこの職に当るときは、依然としてたとい一年に二十日か三十日しか出なくても、この九万円を出すことになるのでござい

ますね。

○愛知政府委員 この法文の文理解釈をいたしましては、他の職業が何であつても、製鉄会社の社長であつても弁護士であつても、その方から生ずるところの所得が主たる所得でありませぬところの所得に足ると認められるものについては、国家からの俸給は出さな

い、こういうことになるといふ解釈でございます。

○愛田委員 そうするとこの九万円より高いところにあるものが主たる所得で、低いところにあるものは従たる所得とかやうに考へてよろしゅうございませぬか。

○愛知政府委員 大体そう考へてよろしいと思ひます。つまり常識的に言へばその九万円以下の所得といひますか、九万円以上ももつておるような方であれば、これはもう差し上げない、これは明白に申し上げられると思つております。

○愛田委員 弁護士の標準収入といふものがどういふところに置かれておるか、これは人々によつて違ふと思ひますが、九万円という額は、これは相當の収入があるといふことになると思ひます。弁護士の標準はこの九万円と比較してどの点に落ちついておるか。すべて研究の上この法案が出されておると思ひます。お答え願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 これはその人によつて、具体的にケースによつて違ふと思ひます。なおこまかくは他の政府委員から御説明いたします。

○岸本政府委員 この第四條の運用の方法につきましては、まだ詳細に検討中でございまして、これといつて確た

る方針をただいま申し上げるわけには参らないのでございますが、大官官房長官からお話がありましたように、ほかの職務からもらって居る所得の方が、この法律による俸給より多くて、それが主たる所得になっておるといふような場合は除く、という抽象的な方針で今考えております。御指摘の弁護士の場合はどうかというところでございまして、これもたまたまのところでは、今申し上げた方針に従って、個々に判定いたしていくよりいたし方がないと考えております。

○受田委員 現在、弁護士で委員をやっておられる方がおられるわけですが、これはどういふふうな検討されましようか。

○岸本政府委員 その点非常に不勉強で申しわけございませんが、現在やっておられる方の個々の所得をどう判定するか、まだ実は今のところ検討しておりませんので、法案の成立後直ちに調査いたしまして研究したいと思っております。

○受田委員 大体この九万円クラスの中には、普通の委員というのは国家公安委員だけなんです。あとは委員長がここに入っているわけなんです。従ってこの公安委員の級をもう少し下げるといふ取扱い、あるいは非常勤の取扱いにするとかいふ方法をとった方がきわめてはつきりしていいじゃないでしょうか。

○岸本政府委員 国家公安委員だけに ついての御質問でございますので、事務的にお答えさせていただきます。国家公安委員のランクが、つまり非常勤の方でもランクが高過ぎるのではないかと、この御質問かと思いま

す。しかし国家公安委員は、ほかの同列に並んでおります委員長と比較いたしますと、下の方に一般の委員がありますが、この一般の委員に比較いたしますと、国家公安委員は特別な職務を持っておられます。単なる外局の委員であるというばかりでなく、警察庁長官の任免権を持っているとか、あるいは警察庁を管理するというような任務を持っておられます。一般の一番下の委員とは、若干趣きを異にいたしてございまして、職務の重要性から申しますと、むしろ上の委員長と同格にいたした方がいいのではないかと、こういう考えでございます。

それから第二点の、全部非常勤にしたらいかかということでございますが、これは現在のあるいは過去の人選から参りますと、あるいはそういう御議論になるかとも思いますが、将来これだけの専任で来られる、これによって生ずる所得が主たる所得になる方も出て参るわけでございます。そういう場合も予想いたしまして、一応上の欄に入れておるわけでありまして、

○受田委員 警察庁長官を任免されるのは国家公安委員会であつて、国家公安委員個人ではないと思つて、ありますが、どうでございますか。

○岸本政府委員 御指摘の通りでございますが、そうした委員会の構成メンバーとして、そうした重要な任免権を持つて居るわけでございます。

○受田委員 それは大きな考え違いであつて、国家公安委員個人として警察庁長官を任免することはできない。従つて現に教育委員会というのがあります。各府県にそういう機関がある。この教育委員会の委員は、きわめて薄給で

ある。ところが任免する教育長は非常に高給であるという現象が起つて居るわけなんです。こういうこととつり合ひをとりす意味でも、そういう委員を構成するメンバーの一人を、国務大臣と同じところに置きたいとかいふ考え方を所持になるとか、警察庁長官より高い給与を与えるという考え方は、古い考え方だと思つた。たゞ給与が低くても、警察庁長官は最敬礼して、その人の命令に服従しなければならぬという格好をとれば、統制はとれるのであつて、警察庁長官が、公安委員の給与が自分より低いからこぼかにするとかということだつたら罷免すればよい。従つてその間の統制は、特に給与で統制をとるのではなく、実質的なお互いの職務執行の内容によつていくのであつて、その区別をはつきりして

いただきたいと思つて居ます。それからもう一つ、これに関連するのですが、国家公安委員会の委員長は国務大臣でもつて当るので、それがなわけですが、勤務日数のきわめて少いものを、常勤の性格のものに置くという事は、あやまりだと私は思つて居る。これは常勤開かれて居るような形の委員会ならいけれども、一年に三十回か四十回程度しか開かないような委員会——出勤簿を見ると三十日や四十日しか出ていない。そういうことを一つ考へていただいで、できれば、式部官長というのがここに居るのですが、われわれとしては、あなた方が直さなければわれわれの手で考え直さなければいけません。式部官長は八万円とある。普通の委員会の委員よりちよつと高給を高めたいというならば、このまん中に入れればよい。いろいろな手があ

る。そのところはちよつと常識的にこの法案を作られたおそれがある。一つもつと公平な判断をしていただいで、職務内容というものを考へておきめたいだと思つて居ます。

それではもう一つ、これは長官からお答え願ひたいのですが、第一條の2に、「大使の俸給月額は、特別の事情により一云々と掲げてございまして、十一万円とするが、一等大使の十万円をこえて十一万円にするという場合は、これは常識的に考へて大物がそれにいくというふうな場合だと思つて居るけれども、さう了解してよろしうございませうか。

○愛知政府委員 その点は御指摘の通りでございます。今後あるいは将来の国際情勢にかんがみまして、いわゆる大物と申しますか、場合によれば総理大臣とか議長とかいふような、国家として最高の責任者になつたような人すら、あるいは大使になるということも想像されたいと思つて居る。いんや国務大臣を歴任したといふような人が大使になるという事は、きわめてあり得ることであると思つて居ます。そういう場合に備へまして、特別の規定を置くことにいたしましたわけでございます。

○受田委員 大使の五号俸にわたる俸給の段階の中に一つふえたわけですが、これはふえるんでしたら、大使の号俸の中に入れられた方がはつきりしていいんじゃないでしょうか。これをワク外に出して取り扱ふよりは、そういう措置をしておいた方がよかつたんじゃないでしょうか。

○岸本政府委員 事務的な問題でありますのでお答えさせていただきます。

俸給表のワク内に入れますと、普通の経歴の者でも勤続年数がたつて、ある程度全員がそこまでするという可能性を持たせるわけでございます。ところがこの大使の十一万円という特別号俸は、勤続年数が長かつた、ベテランだといふ意味ではございませぬ。先ほど長官から申し上げましたような意味で任命いたすわけでありまして、一応ワクの外にはずして居るわけでありま

○受田委員 少くとも十一万円という新しい号俸が特別俸として出てきた以上は、これは陰の方にそつとしまつておくべきではないと思つて居る。何となれば、十一万円の大使を作る必要があるということがはつきりして居る以上は、ちゃんとこれに入れておけばいい、もしこのようなワク外に出さなければ大使にはならぬといふような者があれば、任命しなければいい。一万円くらゐで大使になるならぬといふ議論にはならないと思つて居る。ほかの特別職の中にはこういう例がない。大使だけこういう例外をお作りになつたわけですが、これは金額によつて大使が動くといふことでなく、むしろその個人のいろいろな特色がこれに伴うものではないかと、たゞい國務大臣、総理大臣の大使が行かれたとしても、給与は大使の一番高い号俸で行かれて、この國際的な信用は回復する。大物が行くときには外國が、特に一万円高い大使だといふので、特別に歓迎するといふわけではないのですから、給与の上で大使の扱ひがつくわけではなくて、その實力につくわけなんです。そういうことを考へたならば、このワク外にこの一万円多い特別号俸をはみ出すことは、ど

うかという感じを持つのでございませう。私の所見に異議がございませうか、あるいはある程度共鳴する向きもありませんか。これは判断をされる立場から長官から伺いたいと思います。

○愛知政府委員 まことにごもっともなお考えでございまして、これも実は相当私も苦心いたしましたので、ただいま岸本政府委員からお答えをいたしましたような経過で、どうも率直に申しまして、これを号俸の中に入れておきますと、相当長く大使の経歴ができたというような場合に、これをやはり最高給にと考えるのは、外務省その他の人情としてあり得ることでありまして、そうなりまして、特別職といひましても、いわゆるキャリアの外交官というものは、一種の一般職でありまして、そういうものに特に格づけを表明に入れておきまして、さような期待を持たせるといふことはいかかかと思ひましたので、政治的にも別格のものがあり得るので、そういう場合には特別によることといたしたい、こういうのがまあまあというふうな考え方で、こういう案にいたしましたわけでございます。

○愛田委員 今岸本さんが御心配されたようなところは、たとえば五号俸へ早く行つてしまつて、十一万円まで上らなければならぬということですが、実際問題の取扱いとして、このままにしておいて五号俸の十万円になってから三年も五年も大使をやつておれば、やはり結果的にはこれはもう一番高い号俸をもらつて相当期間たつのであるから、やはりこの一条の二項によつて特別の事情によつて月額によりがたいという中に入ると思ふのです。一

番高いところへ行つて、そして三年も五年もこの五号俸に入つておりました、やはりこの条項へ入る対象になると思ふのです。そういうことがあり得ると私は思ふのですが、いかがでしようか。そういうような特別の事情という仲間へ——そういう一番高い号俸をもらつた大使が何年も何年も勤務するうちには特別な事情へ入る、そういう場合が起り得るのじゃないでしようか。

○愛知政府委員 少しともこの立案者の気持としてはそういうことをやらないうようにというつもりでやつておりますので、施行上もそういうようなことはいないと考へます。

○愛田委員 これは外務省のお役人にも実情も聞いてみたらいいと思ふのですけれども、大体外務省の大使が多過ぎるといふことがこの前問題になつたわけです。認証官が多過ぎると、ずいぶんここで論議されたのです。従つて外務省畑でなくして、一般から有能な人を抜擢するがゆゑにこういう規定があつていいということになり得るとも思ふのですけれども、実際は民間から抜擢する場合であつても、十一万円に当るといふことはなかなか困難なのであつて、やはり國務大臣と同じくらいの人であつても、実際の給与は十万円といふ五号俸で差し向けられる場合が多い。それに十一万円を用いるということになると思ふのです。これは御所見を伺つておられますので、われわれの方でまた検討を加へることにいたしたいと思ひます。

第一類第一号 内閣委員會議録第三十号 昭和三十三年四月十七日

いのですが、大休国の公務員に与える給与を扱ふ役所が一方特別職は大蔵省がやり、一般職は総理府がやつておるわけですから、そこで双方の連絡調整というものをやる機関としてはやはり総理府の方が受け持ちをしておるのじやないかと思ふのです。公務員制度調査室といふものに各省にまたがる公務員の給与の連絡調整という責任があるのですが、そういう考へ方から言ふならば、総理府は大蔵省を含む給与の連絡調整をはかる機関であると了解してよろしうございませうか。

○愛知政府委員 御承知の通り、行政機構の改革の案につきましては、総理府に人事局と申しますか、そういうようなものを設けまして、特別職の関係も一般職の関係もあるいはその他の公的な立場における勤務者の給与問題等についても、一元的に総理府で取り扱ふようにいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。現在のところは、大蔵省に特別職の給与関係の所管が残つております。その点は機構として

ははなはだ不便なのであります。総理府において事実上大蔵省の給与担当者とも特に緊密な連絡をとり、また人事院等とも十分な連絡をとりまして支障なきを期しておるようなわけでございますが、先ほど申しましたように、現状の体制に政府としては満足して居るわけじやございませんで、いざ最近い機会に成案をせむ成り立たせたいという考へ方で進めたいと思つております。

○愛田委員 大蔵省と総理府の見解が違ふという場合には、政府の意図が二つの方面から流れてくるという危険もあるわけですから、この特別職の給与

法なども一般職を参考にされておきまなられておる方が、一方では常識も働かぬといふことにもなり、人事院という機関は特別職へは全然タッチできないので、人事院総裁そのものが、かしくみかしくんで大蔵省の指図に従う、こういう形になつてきたわけです。そういうところを考へますと、筋の通る一般職の給与が、特別職の職員給与によつて曲げられた形に出る問題もあるといふことになりまして、その間の調整をはかる機関としては、最終的には総理府の方で給与の全般を見渡してある程度の結論を出し得るような権限も必要ではないか。これは基準はあくまでも一般職であつて、特別職は例外的な形で給与が検討されてきておるわけですから、一般職の基準に準じて特別職は常に給与の体系を考へてきたわけですから、特別職の給与を基準にして、一般職がきめられて居るわけではないのであります。そういう意味からいひましたならば、総理府でその間の連絡調整をはかるといふことはきわめて必要ではないか。そうして人事院の考へて居る勧告その他の構想が、それによつて具体化する、こういう方向へ持つていかなければならぬ。そうしませんが、官房長官はかつて大蔵省へ御在任のときお考えでございませうが、大蔵省の次官や局長が、今度国が出資して居る特殊法人の機関の長に出来るような場合、御承知のように公庫や公団の総裁、理事長で月給を二十万円とつておる。副総裁が十五万円、理事が十二万円ないし十

うところへ出ておられるのは、大休大蔵省の高級のお役人である。大蔵省の次官や局長をやられたらそうしたその次のポストで不自由をせられぬ。しかし人事院とかその他のお役人の方々は、出ようにも出る道がない。ひじを抱いてなげいておられるのです。そういうことを考へてみると、大蔵省といふ役所は少しわがままをなさつておると思ふのですが、公庫や公団の総裁や副総裁に、何を好んで総理大臣の二倍も一倍半もの給与をお出しになるかといふことも、私は了解に苦しむのでございませう。岸本さんはただ事務的な処理をされるだけで、非常に御苦痛しておられると思ひますが、一つ改めていかなければならぬと思ふ。しかるにこのし初めごろそれをまた上げようといふ動きがあつて、ものすごく高いところへ引き上げようとしておつたが、世論に押されて押えたようですが、この点官房長官、また岸本政府委員とせられまして、そうした特殊法人の高級職員いゆる理事者に対する給与をこの際特別職や一般職とよくかか合せて、できれば引き下げるといふ形をおとりになるお考えはないか、もしそれをやる場合に、現実にはそれらの機関の給与を引き下げるといふ場合に、法制局としては、これは既得権侵害になると思ふかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 これはなかなかむずかしい問題でございまして、公団、公社といふところの仕事をいたしますと、性質上他の一般の市中の金融機関あるいは会社と仕事の関係なども非常に密接でもあり、またそれらのところの職員給与が、これはいいか悪いかは別問

九

九

題であります。現実の問題としては一般の公務員よりも相当高いのでございます。それらとの均衡ということも考えなければならぬのであります。一筆に現在の公社、公団の役員は、給与を引き下げるなどということ、現実の事態としては、せつかくの御提案でございますが、現在のところ政府としてはきょうなことはできない。ただなるべく自制するようにというふうな気持は常に持ち続けて参らなければならぬと思ひますが、現在のところこれを引き下げるといふようなことは私どもとしては考えておらぬわけでございます。自然、既得権の侵害というふうなことも仮定の問題になるわけですが、現在のところはさうなことを考えておりません。

○高辻政府委員 私に対する御質問は、政府関係機関における職員の給与を減額することが既得権の侵害になるのではないかと御質疑と存じますが、御説のように既得権——憲法の規定から申しますれば財産権でございますが、これは既得権としてあるいは権利として、俸給請求権として発生しておりますものを減額するのは、まさに憲法二十九条の規定の保障しております財産権の侵害になります。請求権の発生していないものにつきましては、事の当否の問題は別といたしまして、必ずしも財産権の侵害になることはなからうといふふうに考えます。むしろ公法のうちには、そういうものを減額することは適当でないといふことで、法律によりますと減額をすることをしないという保障をおるものもございまして、そういう指定のものとは別でございますが、一般的な関係で申し

上げますと、その通りでございます。○愛田委員 政府関係機関あるいはその他の特殊法人ですね、こういう国の出資に基づく機関の給与といたしましては、法律でその基準が定められているわけではございません。だから大蔵大臣その他の主務大臣との相談あるいは理事会できめた形で行くわけであつて、法律的な制約は受けていない。だから申し合せを要することでのようにもなるわけだ。その点は、法律でその権利を表明されている形の一般公務員の給与とは、いささか性格を異にするものじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○高辻政府委員 御説明が十分でなかつたと存じますが、要するに財産権の保障と申しますのは、国の公権力によりまして個人の持っている財産権を侵害する、こういう面に現れてくるわけでございます。そういうところに典型的に現れてくるわけでございます。しかもその俸給の額を定めた法律に基づいて俸給の請求権が生じたもの、そういうものにつきましては既得権の問題が発生いたしますが、そうでないものにつきましても、同様の意味の既得権の侵害の問題は生じてこないであろうといふふうに考へるわけでございます。結論におきまして先ほど申し上げた通りと存じます。

○愛田委員 官房長官、今のような御解釈ですが、既得権侵害というふうなものは法律で定められた場合に起るので、主務大臣と大蔵大臣等が相談してきめるといふような場合に、変更の可能性はあつてもいい、これは既得権の侵害にはならないという御意見もあるので

ありますが、これはきわめてそこがずるいきめ方で、融通のつく形でこういう機関の理事者側の給与はきめられておると思うのです。それで一般の職員は給与というものはさう違います。これは地域給を中心に取り入れた程度のものであつて、公庫、公団の職員の給与はほとんど同じです。公社だつて同じことです。だから一般職員は変りなものであつて、理理事者の方が倍も一倍半もあつておるといふような変形的な体采ができておるわけだ。これを一つ引き戻さないと、民間の給与をうんと高める一つのとりでにもなるし、民間の理事者側がまた高い給与を要求する一つの根拠にもなると思ひます。やはりこれは大事な問題であると思ひます。で、長官としては政府内部の意見をよくまとめられる意味で、おのおの方の意見を十分お聞き届けの上で御答弁願いたいと思ひます。

○愛知政府委員 先ほど私が申し上げましたように、具体的な数字でお示しするだけの用意が私自身としてないのではありませんけれども、一般職の普通の公務員よりも公団、公社の方が、概して言へばある程度給与は上位にあることは否定できないと思ひます。私としてはただいまのところ、公団、公社の役員給与の現行の給与を下げるということとは、全然考へていないわけでございます。従つて法律上これが既得権の侵害になるかどうかといふことは、理論的な問題としてはあるのではありませんけれども、現実の行政上あるいは政治上の問題としてはございませぬので、かりに法律上の既得権侵害を起すようなことであつても、そういうこと

は起さないようなことをやりますから、この点は問題にならないといふふうに考へておるわけでございます。なお法制上の見解はただいま法制局長から申し上げました通りで間違ひはないと思ひます。

○愛田委員 これまで私質問を終らせていただきたいと思ひますが、国民が高額な税金を払つて国に納めたその税金の行方をばつきり見守るところに、私たちが国会やまた政府のあなた方の責任もあろうと思ひます。従つて国の出資に基づく政府機関の給与を、国会が監視もせよ、また国民もこれを放任してはいないと思ひます。これは私は許さなれないと思ひます。やはり国の半額出資とあるいは全額出資とかいふいろいろな形で運営されているのですから、結局国民の血の税金でまかないがなされておる。その理事者がいたいずらに高い給与をもらつてでんと控えておられるというところは、非常に国民に悪い印象を与えると思ひます。だからそれは今ここにおいてになつておられる方々にしまして、そういうところに行つた方の高い給与をうらやまれるか、あるいはにくしみを持って見られるか、あつておるのです。そういうときに、国民が歓迎して、二十万も二十五万もあつても、ああ、けっこうなことだと思ひ込んでおる人はない。もらつておる本人だけが喜んでおる。こういうものは勇敢にこれらを所管する政府、特に大蔵省等におかれてきびしい制約を加えなければならぬ。大蔵省だけではなかなか手が打てない。それは大蔵省の役人がそういうところに行つておられるからなかなか手が打てない。そこ

で一つ内閣として手を打たれる必要があると思ひます。これは国民感情の上からもゆるがせにできないことだし、今官房長官は一般職員の給与が高いつと置かれてあるとおっしゃつたが、私たちが調査したところでは、一般公務員に比較してただ地域給等を本俸に繰り入れておる程度であつて、給与の総額というものは異なつておりません。そういうところでただ理事者だけが高いのです。これはきわめて明瞭なんです。そういうところで一つ官房長官、せつかく大蔵省の事情にも通じておられるあなたが、その間の連絡調整をとられて、これらの機関の理事者側に対する高い給与を押しやるための措置をおとりになつていただきたい。既得権侵害という法律上の制約を受けておらないといふことになれば、実に事は簡単に運ぶはずなんです。給与を引き下げられてその職を辞する者がおれば大いに歓迎すべきだと思ひます。今回の給与改正に伴う関連的な御質問をしたわけでございますが、十分内部の意見をおまとめになられて——この声は私一人の声ではありません。ここに反対の方がおられたならば、ここで御表明を願ひたいのです。(笑)全員御賛成です。従つてこの委員会の空気がきびしい声を持つておることをおくみ取りの上、適切な措置をとられることを要望いたしまして、私のお尋ねを終わります。

○福永委員長 これにて各案について質疑は終了いたしました。一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員

の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上の各案について前田正男君よりそれぞれ修正案が提出されており、この際各修正案を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。前田正男君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、特別職の職員の給与に関する法律第四條、第九條及び第十四條第一項の改正規定、文化財保護法第十三條の次に一條を加える改正規定、自治庁設置法第十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年三月

三十一日」を「この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下本項において同じ。)の施行の日(前日)に、「同年四月一日」を「この法律の施行の日」に、「同年三月三十一日」を「この法律の施行の前日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに特別職の職員(内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官を除く。)に支払われた昭和三十三年四月一日から同年同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

○前田(正)委員 給与関係三法案に対して、修正案を提案したいと思ひます。その案本につきましては、お手元にお配りいたしましたような、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

と、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案、こういったような内容のものでございまして、その内容は一つこの際説明を省略させていただきますと思ひます。

そこでまず特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案の要旨を申し上げます。これはもっぱら施行期日が変わった問題でございます。本法案の審議が他の法案の審議との関係上おくれまして、昭和三十三年四月一日をすでに経過しております関係から、これを公布の日に変更したものでありまして、改正の規定中特にさかのほって適用する必要があると思われ、一部の条項を除きまして、四月一日からこれを適用することとしたのであります。

また他の二つの法律案に対する修正案は、いずれも施行期日に関するものでありまして、本年四月一日施行となっており、公布の日、改め、四月一日にさかのほって適用することとしたのであります。

何とぞ御賛成をお願いしたいと思います。○福永委員長 これにて各案に対する修正案の趣旨説明は終了いたしました。

次に特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

まず前田正男君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○福永委員長 起立多数。よって前田正男君提出の修正案は可決いたしました。次にただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○福永委員長 起立多数。よって特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、修正案通り修正を可決いたしました。

ただいま修正議決いたしました特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に、附帯決議案が提出されております。その趣旨の説明を求めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○福永委員長 それでは速記をとめて……前田正男君。
○前田(正)委員 附帯決議の趣旨を説明させていただきます。まず案文を朗読いたします。

附帯決議案
今回の特別職の職員の給与改正に關しては、本日の質疑において明らかにされたごとく、各俸給額に対する官職の格付が極めて不均衡杜撰である。

政府はすみやかに特別職職員全般にわたつてその職責の再検討を行ひ、給与の是正措置を講ずべきである。右決議する。
以上であります。
この決議案の要旨につきましては、本日及び過日來の各委員の質問にも明らかとなり、特別職の間の格づけが

非常に不均衡すぎんでありまして、特にきょうも質疑がございましたように、人事院あるいは会計検査院の人事官及び検査官というふうな方たちと、その総裁、院長との間の給与の格付の問題等も、これは同一にすべきじゃないか、こういうふうな点であります。か、あるいは内閣の官房長官とか総務長官とかいう重職にある人が、衆議院の事務総長とか最高裁判所の判事、検事総長あるいは国会の図書館長よりも下にある、こういうふうな点も非常におかしいのではないかと。あるいはまた国会議員であるとかあるいは国会議員がやつておられます政務次官というふうなものも、国会の職員である法制局長より下にあるとかあるいはまた事務次官と同格であったり、こういうふうなことも、これは国会法にも国会議員は官吏よりも上回るところの給料をもらうというふうになっておると思ひます。

ありますが、全般にわたつて、いろいろと不均衡の点が非常に多いと思ひます。また国務大臣の点を見ましても、衆参両院の副議長と同格であるというところは、われわれも考えられるのでありますけれども、国務大臣が、国会図書館長とか検事総長とかあるいは最高裁判所の判事と同格である、こういうふうなものもちよつと考えられないのであります。これらの点を考へて参りますと、相当再検討する必要があるのではないと思ひます。そのほか、この特別職の中にありますところの内閣あるいは総理府にあるところの委員会の委員と委員長の間、また常勤の委員と各委員の間とか、こういったものがこれまた非常に不均衡になりまして、特に實際に出席しておる

日数があまりたくさんありません。片一方は常勤で毎日出席している委員と、同じ委員の中で非常勤給料の差があるとか、こういうふうな点は、職責の実態を明らかにしていいのではないかと私は思っています。こういうふうな常勤で毎日出席されて、職責を果しておられるというふうな方たちは、もう少し再検討していただくべきです。また実際に職務しておられる内容が、そう常勤的でないというふうな方に対しては、もう少し考慮を払うべきではないか、こういうような点、あるいはまた先ほど受田委員から言われました大公使の給料の問題等、これはやはり根本的に、全面的に、この際再検討すべきではないかと思っております。そこで今回の提案になりましたものにつきましては、今申しましたような点から、われわれもいたしました。是非に不満でございます。この今回の法案はほんとうに暫定的なものであるというふうな立場から、一応やむを得ずこの委員会といたしましては承認されたようなことでございませうけれども、政府はすみやかにこれを全面的に再検討して、もう一ぺん私たちが方へ提案をしてもらうべきではないか、こういうふうにご考慮を求めています。

なお先ほどこの決議を提案するに当りまして、申し忘れましたけれども、この附帯決議は、自由民主党、日本社会党共同の附帯決議でございます。そういうことでありますから、この院の中にござりまする内閣委員全体としての偽らざる一致した強い意見でありますので、政府もこの点を一つよくお考え願ひまして、すみやかなる機会に再検討して提案をしてもらいたいというものが、この附帯決議の趣旨でございます。先ほど申しました通り、自由民主党、日本社会党共同で提案いたしました附帯決議でありますので、何とぞ全会一致で御賛成を賜わらんことをお願いいたします。

○福永委員長 前田正男君提出の附帯決議案について採決いたします。本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって前田正男君の提出の附帯決議案は可決いたしました。
次に一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入りますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。まず前田正男君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって前田正男君提出の修正案は可決いたしました。
次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、直

ちに採決いたします。まず前田正男君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって前田正男君提出の修正案は可決いたしました。
次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入りますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。まず前田正男君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって前田正男君提出の修正案は可決いたしました。
次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、内閣法の一部を改正する法律案及び国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。各案に対し保科善四郎君よりそれぞれ修正案が提出されております。この際各修正案を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。保科善四郎君。

○保科委員 たいだいま議題となりまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案を朗読いたします。
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一条を次のように改める。
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。

理由、各省を通じまして、今回定員化を予定しております常勤労働者の給与算が、従来の常勤職員給与という目から職員俸給という目に組みかえられております関係上、及び新規増員についても、昭和三十三年度における各省庁の事業予定計画遂行に相当の支障を来たす等の関係から、本案の附則第一条を「交付の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めようとするものであります。
次に内閣法の一部を改正する法律案に対する修正案
内閣法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。
その理由、予算の執行上支障を来たしますので、附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めるものであります。
次に、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。
その理由、防衛二法案が公布の日から施行することに相なっており、関係上、本案もこれと歩調を合わせて、附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改めようとするものであります。

以上であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。
○福永委員長 これにて各修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより行政機関職員定員法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。
西村力弥君。

○西村力弥委員 私は日本社会党を代表して、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対して、反対の意見を述べたいと思ひます。
国の仕事に携わっておる人々は、非常に低い待遇にありながらも、公務員としての自覚に立って、その部署々々において自分の全能力を発揮して国民に奉仕したい、こういう気持ちで努力しておるのであります。ところがその職員の中には、完全に定員のワク内に入って身分の安定しておる人々も、それから形式的に二カ月ごとに契約が更新される、だれもそういうことを言われたり言たらないものであるけれども、形式上二カ月ごとに更新になるといふ不安定な状態にある職員、それから日々雇用されるという状態に置かれておる職員とあるわけなのでございまして、それらの常勤労働者といわれる諸君、あるいは常勤的非常勤者といわれる諸君、そういう人々は自分の意欲と能力とを全部フルに出してやっておるにかかわらず、そしてまた他の定員内の職員と同じ仕事を果しておるにかかわらず、そういう不安定と矛盾の中に置かれるということは見のがし得ないことであるわけなんです。しかもそれらの人々に給与される金というものは国民の税金である。一部公共事業にお

○福永委員長 起立多数。よって防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は修正案通り修正議決いたしました。

○福永委員長 起立多数。よって防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は修正案通り修正議決いたしました。

○福永委員長 起立多数。よって防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は修正案通り修正議決いたしました。

いては地方負担もありまするけれども、結局同じ国民の税金なのでありまして、その税金が完全に生かされる道というものは、結局それらの諸君の不安を解消して喜んで金能力を發揮してもらおうという方向に持っていくことが非常に必要なことであるという事は、私から申し上げるまでもなく、本院においてもしばしばこの意思の表明が、あるいは決定が行われておるわけなのでございます。そういうわけの、本院の意思に沿って政府は今回一応これらの諸君の定員化をはかったわけなのでございますけれども、実際に十萬近くもおる職員の中のごく一部にこれをしてほめてきておる。一体そうしほった根拠は何であるか、こう言いますると、これは一応の手直しだと言うだけであって、全然その根拠がない。各官庁がその所掌事務を行うためにこれだけはぜひ定員化しなければならぬという要求を出したにかかわらず、これに対して行政官庁が査定をした。行政官庁は査定をするという仕事を権限として持つておるのかもしれないけれども、その理由がわれわれとしては全然納得できない。しいて言うならばそれを査定する立場にある官庁の權威を保持するために、理由もなくそういう査定をやつてしほめていく、こういうことだろうと思うのです。それを大蔵省がまたぐんとしほめてきておる。大蔵省は本来の性格として金を出さないとするから、金がよけいかかる、財政支出が大きくなるという場合において、そういう本来の性格をむき出しにするということも言えますけれども、今回は事の性質が違ふ。これをやらな

い出てきたものをまるまるのむと大蔵省としてのこけんにかかわる、權威をそこなうというのかどうか知らぬが、そういう立場からしほめてきておるんだ、こういう工合に私たちは言わざるを得ないわけなのでございます。一体こういう状態に職員を配置する考え方は、一般の企業家が臨時工とか社外工とかいう立場に労働者を配置しておいて安く使い、あるいはいつでも首を切れる状態にしておくのと軌を一にするのだ、こういう工合に思えるわけなのでございまして、これはたとい自民党を基礎とする政府であるとしてもはつきり率先して全員を定員化すべきである。私たちが考えるには、自動車運搬する諸君でも、あるいは炊事をする諸君でも、あるいは雑役に当る諸君でも、とにかくある一つの仕事をなしとげるために欠くことのできない一部面を担当しておる。そこには仕事の軽重というものはないはずなんです。公務員となるには法律の端々もわからなければならぬ、あるいはまた經理の一部もわからなければならぬ。ホワイト・カラーでいるのが公務員らしい、そういう考え方が従来日本の因にずっと続いてきておる。私たちはそういう考え方を否定する。たとい炊事をする人であっても、働く仲間である、同志である、そういう立場に立って、これからの私たちの考え方を推し進めていかなければならぬと思う。今回出て参りましたものは、一部定員化せられたものでありまして、その点については私たちがそれだめだというわけではございませんけれども、なぜこれを全面的にやることをしないのか、こういうことについて非常に不満でございまして、私たちが、今回の法案には

そういう理由で賛成することができないわけなのでございます。私たちの希望することは、後に附帯決議にも出るはずでございますが、せつかく本院の意思を実現しようとする気持を持たれるならば、完全に本院の意思に沿う法案にすべきである。ぜひそのように今後の努力を願って、私の反対の意見の開陳を終ります。

○福永委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

まず、保料善四郎君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、保料善四郎君提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

次に、内閣法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入るのであります。別に通告もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきまして委員長の御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

○福永委員長 起立多数。よって、保料善四郎君提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

次に、内閣法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入るのであります。別に通告もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきまして委員長の御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

○福永委員長 起立多数。よって、保料善四郎君提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

次に、内閣法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案を一括して討論に入るのであります。別に通告もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よって、本修正案通り修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきまして委員長の御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

〔参照〕
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)に関する報告書
内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)に関する報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)に関する報告書
一般職の職員の給与に関する一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)に関する報告書
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)に関する報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局